

下田市スポーツ合宿・大会誘致推進事業ホームページ作成業務 仕様書

1 業務名

下田市スポーツ合宿・大会誘致推進事業ホームページ作成業務

2 業務目的

下田市のスポーツイベントや、スポーツ施設、スポーツ合宿・大会誘致補助制度等の情報を一元化し、スポーツツーリズムを推進していくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務内容

下記(1)～(5)の要件等を遵守し、ホームページを作成するものとする。

なお、業務実施にあたり必要となる費用（打ち合わせや取材等の経費、その他この業務に付随する必要な経費等）は、すべて委託費に含めること。

(1) ホームページのデザイン

以下の①～③をホームページデザイン（案）として、デザイン及びそのコンセプトを提案すること。デザインにあたっては、著作権に配慮し、既存の商標等を侵害しないように十分に留意すること。

① トップページ

下田市のスポーツ環境の魅力を伝えるような、スタイリッシュかつ躍動感があるデザインであること。

② スポーツ施設紹介ページ

下田市内のスポーツ施設の設備・機能等を分かりやすく伝えるデザインであること。

③ スポーツ関連情報ページ

スポーツを目的とした来訪を検討している人達が、各種補助制度やイベント開催情報等、下田市のスポーツに関する情報を入手しやすいデザインであること。

(2) 実施体制

本事業の実施のために配置する人員やスキル（経験年数や類似事業の実績等）を明示した上で、具体的なスケジュールを作成するとともに、実施体制を提案すること。

(3) 機能要件

ア 閲覧環境等

- ・Microsoft Edge、Safari、FireFox、Google Chrome など、インターネットを通じ可能な限り多くのブラウザで正しく表示されること。
- ・特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧できること。

イ デザイン、コンテンツ作成等

- ・ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮し、誰もが見やすく、分かりやすい表現でページを制作し、サイト全体を構成すること。
- ・パソコンのほか、スマートフォン・タブレットなど、各種の端末に対応する構成・デザインであること。
- ・制作に当たっては、下田市と協議を行うこと。なお、画面デザインや画面構成等は、事前に下田市へレビューを行い、承認を得ること。
- ・多くの利用者が目的の情報を得ることができるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・ページに写真等を掲載する場合は、相手方に掲載許可を得ること。
- ・本ホームページ公開後に、新規ページやコンテンツを追加・改修することを考慮した設計とすることとし、次年度以降に他の事業者等が作業を行う際に著作権上の問題が生じないようにすること。
- ・閲覧者が目的の情報を最短で得られるようなサイト内検索機能を実装すること。

ウ ページ更新管理

- ・下田市の端末を使用して、管理者専用画面からログインし、容易に情報の追加、変更、削除が可能なシステム（CMS）にすること。
- ・CMS機能については、以下の情報更新で使用する。
 - i トップページに掲載するお知らせ
 - ii スポーツイベント等の情報の追加、修正、削除（※スケジュール検索機能で検索できるようにすること。）
- ・CMS機能での更新方法について、操作マニュアルを作成し、下田市担当者で実施できるように設計すること。
- ・事前にCMSでの更新方法等のシミュレーションを下田市担当者とともにを行い、仕様を決定すること。
- ・下田市担当者がCMSで作成した内容は、まずプレビュー画面を表示させ、確認後に、ホームページにアップロードされる仕様とすること。
- ・画像、表、添付ファイル等がアップロードできること。

エ セキュリティ

適正な情報セキュリティ対策を施し、不正アクセスによるページの改ざんなど、情報資産の安全管理に配慮すること。

オ サーバー等

- ・事業者は、制作したホームページをインターネット上に公開するために、必要なレンタルサーバー等を調達し対応すること。
- ・SSLサーバー証明書を取得すること。
- ・ドメイン名、SSLサーバー証明書、レンタルサーバーについては、下田市名義と

すること。

- ・レンタルサーバーの容量については、200GB以上とすること。

(4) 運用支援

- ・操作マニュアルを作成し納品すること。
- ・更新等の操作に関する職員研修会を実施すること。
- ・市からの次の問合せに対応すること。
 - i 職員がホームページの更新等を行う場合の技術的質問
 - ii 不具合発生時の対応

(5) その他

- ・次年度以降、他の事業者等が運用・保守業務を容易に行えるような汎用性の高いホームページとすること。
- ・次年度以降のランニングコストについて説明すること。

5 成果品

(1) 成果品及び提出部数

- ① 完了届（下田市規程の様式） 1部
- ② 下田市スポーツ合宿・大会誘致推進事業ホームページ 一式（ウェブ確認）
- ③ 操作マニュアル 印刷物3部及び電子データ

(2) 成果品納入場所

下田市四丁目6-16 下田市教育委員会生涯学習課

6 その他

- (1) 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。
- (2) 本業務に係る全ての成果品の著作権（著作権第27条から第28条に規定する権利を含む）は、下田市に帰属すること。また、成果品は以降、下田市が自由に各種媒体、印刷物に使用できること。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。